

- 令和4年1月から「美容師の養成のあり方に関する検討会」において、美容師国家試験の実技試験のあり方、養成校在籍時の実習等について検討を行い、同年3月に「美容師養成の改善に関する当面の方針」(以下「当面の方針」という)が了承され、「当面の方針」に沿って美容師養成の改善に向けて取り組むこととされた。

<「美容師養成の改善に関する当面の方針」の内容(抜粋)>

(1) 国家試験(実技試験)の改善

① 「まつ毛エクステンション」の実技試験への導入のために必要な取組の推進等

- ・ 公益財団法人理容師美容師試験研修センター(以下「試験センター」という。)に対して、実技試験に「まつ毛エクステンション」を導入することに関し、公正・公平な試験が実施可能かについて具体的に検討し、可能な場合には、必要となる準備期間や条件を含めて、令和4年度中に明らかにするよう要請する。併せて、他の実技試験課目(ヘアカラーなど)についても、引き続き検討・研究を進めるよう要請する。
- ・ 都道府県を通じて、養成施設に対し、美容実習において、「まつ毛エクステンション」を含めた必修の基本的な技術を確実に身に付けさせるよう、公益社団法人日本理容美容教育センター(以下「教育センター」という。)の協力を得ながら、改めて徹底するよう周知する。

② 「オールウェーブ」を含む実技試験で問うべき課目の整理等

- ・ ①の取組みを進めつつ、「オールウェーブ」を含む現行の実技試験課目について、今後も問うべき課目とすべきか令和5年度の早期に整理する。
- ・ 他方、オールウェーブは、美容に必要な技術であり、授業の中でしっかり教えるべきであることは確認できたことから、都道府県を通じて、養成施設に対し、「オールウェーブ」の学習の際などに、その意義や将来の活用場面などを含めて教育するよう要請する。

(2) 養成段階の知識技能の取得の推進

① 美容実習全体について

- ・ 都道府県を通じて、養成施設に対し、美容実習について、必修課目を網羅するとともに、試験課題に偏らない、就職先のニーズも踏まえたものとなるよう、徹底する。これに当たっては、教育センターの協力を得ながら行う。

② 美容所における実務実習について

- ・ 都道府県を通じ、養成施設に対し、一定の条件の下で美容行為を行うことが可能であることを改めて周知する。
- ・ 教育センターの協力を得ながら、効果的な実務実習の好事例(養成施設と美容所の十分な連携、実務実習計画など)について収集し、周知する。また、実務実習時間など現行の取扱いについて課題やニーズを把握した上で、より成果の上がる実務実習のための取組で速やかに実施可能なものは、令和4年度中から進める。

(3) 養成段階から就業後の人材育成の連携・接続

- ・ 養成段階と就業後の人材育成の連携・接続が円滑かつ効果的になされるよう、
 - i 全国レベルの取組に対して厚生労働省も参画し、充実を図る。
 - ii 地域レベル、養成施設単位において養成施設と経営者(団体)との連携を促進することとし、まずは、モデルとなるような取組を収集し、普及を図る。
- ・ 美容所における人材育成(社会保険の加入、労働基準の遵守を含む)の取組を推進するため、これらの重要性についての経営者への普及を図る。
- ・ 教育センターの協力を得ながら、養成施設による就業後のアフターフォローについて、モデルとなるような取組を収集し、普及を図る。

これまでの経緯等について

- 令和4年6月に「規制改革実施計画」が閣議決定され、美容師の養成の在り方について盛り込まれた。

<「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)(抜粋)>

(11) 美容師の養成の在り方

| No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 |
|-----|------------|--|--|-------|
| 17 | 美容師の養成の在り方 | <p>a 厚生労働省は、公益財団法人理容師美容師試験研修センターに対して、美容師国家試験の実技試験に「まつ毛エクステンション」を導入することに関し、公正・公平な試験が実施可能かについて具体的に検討し、可能な場合には、必要となる準備期間や条件を含めて、令和4年度中に明らかにするよう要請する。また、「オールウェーブセッティング」を含む現行の実技試験課目について、今後も問うべき課目とすべきか令和5年度の早期に整理する。</p> <p>b 厚生労働省は、都道府県を通じ、美容師養成施設に対し、実務実習において一定の条件の下で美容行為を行うことが可能であることを改めて周知する。また、実務実習時間など現行の取扱いについて課題やニーズを把握した上で、より成果の上がる実務実習のための取組で速やかに実施可能なものは、令和4年度中から取組を進める。</p> | <p>a: (前段)措置済み、(後段)令和5年度上期措置</p> <p>b: (前段)令和4年度上期措置、(後段)令和4年度以降順次措置</p> | 厚生労働省 |

これまでの経緯等について

- 令和4年5月に厚生労働省から理容師美容師試験研修センターに対して、「美容師国家試験（実技試験）の見直しに向けた検討について（要請）」（令和4年5月18日生食発0518第1号）を发出し、「実技試験に「まつ毛エクステンション」を導入することに関し、公正・公平な試験が実施可能かについて具体的に検討し、可能な場合には、必要となる準備期間や条件を含めて、令和4年度中に明らかにする」、「他の実技試験課目（ヘアカラーなど）についても、引き続きの検討・研究を進める」ことを要請した。
- これを受けて、試験センターにおいて、「まつ毛エクステンションの実技試験課題導入に関するワーキングチーム」が設置され、「まつ毛エクステンション」の実技試験への導入について技術的な観点から検討が行われ、令和5年3月22日に「まつ毛エクステンションの実技試験導入に関する報告書」（以下「報告書」という）が示された。

＜「まつ毛エクステンションの実技試験導入に関する報告書」の内容（抜粋）＞

第3 まつ毛エクステンション技術を課題に導入する場合の試験概要

1 実技試験課題の基本的事項

- 美容師実技試験の課題は、これまで数度の見直しを実施されてきたが、以下の内容を基本的事項として検討が重ねられており、まつ毛エクステンションの実技試験への導入についても、この基本的事項に沿うことを前提とした。
- (1) 基礎的技術を検証するのに必要な技法が試験内容に十分含まれていること。
 - (2) 養成課程で教育を受ける基礎的技術を基本とすること。
 - (3) 美容業界の動向、社会的ニーズにも応えられる技術であること。
 - (4) 受験者への負担が過度にならないこと。
 - (5) 審査の基準が明確であり試験委員が一律（一定）の基準で審査でき、恣意的（主観的）な評価が入りにくいこと。

2 検証すべき基本的事項

まつ毛エクステンションを課題とする場合は、基礎的技術及び衛生上の取扱いの両面から次のことを検証すべきと考えられる。

(1) 基礎的技術試験

安全な施術のために不可欠な基礎的技術を検証するため、次の事項について準備時間中、作業時間中及び仕上げり状態の審査を行い、審査項目ごとにその良否をマークシートに記入していく方法により評価する。

- ① 適正な用具類
安全な施術に適した用具類が適正な数量用意されていることを検証する必要がある。
- ② 適正な用具類の取扱い
用具類が安全かつ正しく取り扱われていることを検証する必要がある。
- ③ 適正な作業姿勢
作業が安全を確保した姿勢で行われていることを検証する必要がある。
- ④ 適正なテーピングの実施
目を保護し、エクステンションを安全かつ正確に装着するために必要なテープが正しく貼られていることを検証する必要がある。
- ⑤ 適正なエクステンションの装着
エクステンションが安全を確保する方法で正しく装着されていることを検証する必要がある。
- ⑥ 適正なリムービングの実施
エクステンションが正しく装着されなかった場合に、エクステンションが安全を確保する方法で取り除かれたことを検証する必要がある。

(2) 衛生実技試験

安全な施術のために不可欠な衛生上の取扱いを検証するため、他の実技試験課題と同様に次の事項について、準備時間中、作業時間中の監視及び審査並びに作業終了後の審査を行い、減点となる事項に該当する場合はマークシートに記入していく方法により評価する。

- ① 受験者自身の清潔保持
- ② 衣服の作業適性
- ③ 作業衣の衛生と適正な着用状態
- ④ 手指の衛生と消毒の実施
- ⑤ 用具類の衛生状態
- ⑥ 用具類の衛生的取扱い
- ⑦ 不正行為の禁止
- ⑧ 用具類の適正な収納状況

なお、以上の基本的事項を踏まえた具体的な実施方法等については別紙の例が考えられる。

第4 まつ毛エクステンションを実技試験に導入する場合の検討事項

実技試験課題にまつ毛エクステンションを導入する場合の解決すべき課題として、次の事項が考えられる。

1 試験室内の環境維持

従来の立位での作業と異なり座位での作業となることや、使用するグルーから発生するホルムアルデヒドガスによる健康被害を避け、公正・公平な試験を実施するため、次のことに留意して会場を確保する必要がある。

- (1) 受験者1人につき1台の作業機で作業する。
- (2) 受験者は椅子に座って作業する。
- (3) 作業機は、受験者1人の作業面は幅90cm以上、奥行き45cm以上とし、机の前後左右の間隔は1m以上とする。
- (4) 試験室内の換気を十分に行う。
- (5) 作業機ごとに十分な照明を確保する。
- (6) 試験室内の温度・湿度を管理する。

2 美容師実技試験委員の養成

美容師実技試験委員の資格要件は美容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令第4条第4号により養成施設で必修科目を5年以上講義した経験を有する者又は同条第5号により15年以上実務に従事した経験を有する者と定めているが、まつ毛エクステンションに関しては、新たな技術であるため、この技術を取得していない美容師実技試験委員は技術の良否を判定できない。

そこで、現在委嘱をしている実技試験委員のうち、この技術を習得していない者に対して、まつ毛エクステンションの技術を習得させ、まつ毛エクステンションの装着及び取り外し（リムービング）の技術の良否を審査できることが求められる。

そのため、センターでまつ毛エクステンションの技能講習を受講する機会を設け、一括して教育することが望ましい。また、同様の講習会は今後試験委員を養成する際には研修内容の必須項目とする必要がある。

3 実技試験実施期間の延長

まつ毛エクステンションは1人につき1台の作業機を要するとともに、座位による試験実施となることから、受験会場となる養成施設の状況によっては、1台の作業機に受験者2名を配置し、1組当たり最大20名の人数で実施する実施方法では座位での作業が不可能なため、1組の受験者数を半数の10名に制限する必要がある。

そのため、現在、2週間程度で実施している実技試験期間が4週間程度となる場合があると想定される。

4 実技試験受験料の見直し

上記2の美容師実技試験委員の養成及び3の実技試験実施期間の延長に伴い、試験会場となる養成施設の賃借料及び試験委員養成のための費用や謝金の増加等により費用が嵩むことが見込まれる。

そのため、導入に際して理・美容実技試験受験料を全般的に見直す必要があると思われる。

5 実施時期

全国の養成施設において、まつ毛エクステンション課題が実技の必修科目として教授されていることが必要である。

そのため、昼間課程の生徒・夜間課程の生徒に加え、通信課程の生徒の教授が十分に行われていることが確認されることが必要である。

また、入学時からまつ毛エクステンションが教授され、その卒業生が受験することとなる時期やそれ以前の卒業生に対する猶予期間を考慮し、まつ毛エクステンション課題の導入時期を見定める必要がある。

まつ毛エクステンション課題導入には、教授状況の確認により、課題の導入が決定された後に、導入に向けた審査マニュアルの作成、試験委員の養成、課題集の作成等の準備を開始し、この準備には最低でも5年程度を要するものとする。

6 課題の周知

養成施設の教員及び受験者にまつ毛エクステンション課題の導入時期や技術の解説等による作業内容を広く周知する必要がある。

また、同時に審査マニュアルの公表による評価基準の周知も行う必要がある。

7 その他

(1) モデルウィッグの標準仕様

まつ毛エクステンション課題を行うためのモデルウィッグは特殊なものとなることから、その標準仕様の設定についても検討する必要がある。

標準仕様の設定が必要となれば、メーカーの供給能力等も考慮し、導入時期に影響しないよう準備する必要があるとともに、受験者の経済的負担の軽減にも配慮する必要がある。

これまでの経緯等について

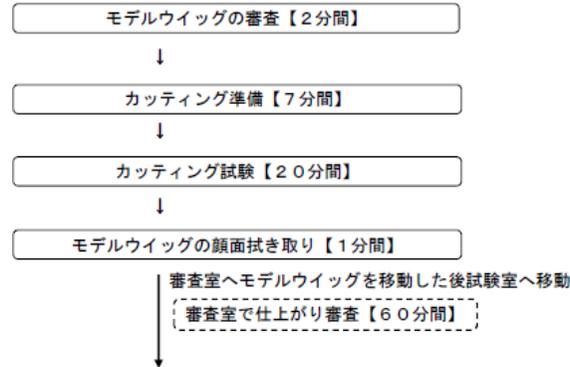
(2) 作業用照明の検討

まつ毛エクステンションの作業に適した照度の確保が必要不可欠であるが、照明スタンドを持参用具等を含めるか否かについては、各養成施設での授業における照度の確保状況を調査した上で検討する必要がある。

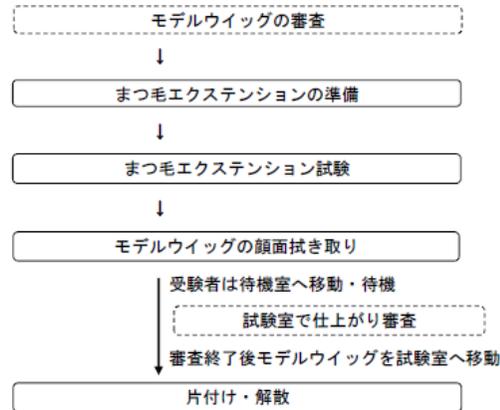
別紙

1 まつ毛エクステンション課題の流れ

【第1課題 カットिंग】



【第2課題まつ毛エクステンション】



2 持参用具類

まつ毛エクステンションを課題とした場合の必要となる用具類として次のものが考えられる。

- (1) まつ毛エクステンション用モデルウィッグ
- (2) エクステンション
- (3) ツィーザー
- (4) シザーズ
- (5) アイラッシュ用コーム
- (6) エアブロー
- (7) 器具皿
- (8) グルー及びグループレート
- (9) リムーバー
- (10) テーピング用テープ式
- (11) コットン
- (12) 綿棒
- (13) マイクロスティック
- (14) 精製水
- (15) 汚物入れ用透明ビニール袋
- (16) 除菌用ウェットティッシュ
- (17) 乾燥タオル など

3 実施方法の例

(1) 技術の条件

- ① まつ毛エクステンション技術が行えるモデルウィッグを使用する。
- ② 左右の目の下まぶた及び上まぶたにテーピングを行う。
- ③ 片方の目には地まつ毛1本にエクステンションを1本装着する方法により、合計で20本以上装着する。
- ④ エクステンションを装着する場合は1本毎に必ずエアブローを使用しグルーを乾かす。
- ⑤ エクステンションを付け直す場合は、部分リムービングを行う。

(2) 衛生上の取扱い試験

審査マニュアルに基づき、次の審査事項及び評価方法により、準備時間中、作業時間中の監視及び審査並びに作業終了後に審査を行う。

① 審査事項

- ア 受験者自身の衛生状態及び作業適性
手指・爪、頭髮、衣服及び作業衣・マスクの衛生状態並びに頭髮、履物、衣服及び作業衣・マスクの作業適性を審査する。
 - イ 用具類の規格適合状況、衛生状態及び衛生的取扱い
衛生用具類の有無及び規格適合状況並びに用具類の表示の有無、衛生状態、及び衛生上適正な管理方法について審査する。
 - ウ 不正行為の監視と排除
用具類への個人特定情報の表示、用具類の貸借及び追加取り出し、迷惑行為等の有無について監視及び審査を行う。
- ② 評価方法
減点となる事項に該当する場合はマークシートに記入していく方法により評価する。

これまでの経緯等について

- 令和4年8月に厚生労働省から「美容師養成の改善について」（令和4年8月29日生食発0829第1号）を発出し、都道府県を通じて、美容師養成施設に対し、美容師養成の改善について依頼した。

<「美容師養成の改善について」の内容(抜粋)>

(1)美容実習全体について

美容実習については、「美容師養成施設の教科課程の基準の運用について」(平成27年3月31日健発第0331第18号厚生労働省健康局長通知。以下「健康局長通知」という。)の別添第1の8(1)の実施方針において、「美容の業務を安全かつ効果的に実施する技術を習得するため、基本的操作を確実に身に付けさせるとともに、これらの基本的操作を適宜組み合わせることで完成させる技術を習得させること」、「美容所における衛生管理の重要性を認識させ、器具の消毒などの適切な実施方法を身に付けさせること」、「個々の客の要望に応じた美容技術を確実に提供できるよう総合的な技術の基礎を身に付けさせること」とされていること等を踏まえ、美容師国家試験の課題に偏らず、健康局長通知の別添第1の8(2)の各項目の内容を網羅的に教育するとともに、就職先のニーズも踏まえた内容となるよう、養成施設において徹底を図られるようお願いする。

(2)オールウェーブセッティングの意義や将来の活用場面等の教育について

オールウェーブセッティングについては、検討会において、美容に必要な技術であり、授業の中でしっかり教えるべきであることが確認されたことを踏まえ、学生がオールウェーブセッティングを学習する際、単に知識・技術の習得や実技試験に向けた対応だけでなく、その意義や将来の活用場面なども含めて教育が行われるよう、養成施設において徹底を図られるようお願いする。

(3)まつ毛エクステーションの美容実習における実施について

まつ毛エクステーションについては、美容師法の美容に該当するものであり、的確な知識と技術に基づく施術が必要な美容行為である。検討会の中で示された、「美容師養成のあり方に関する意識調査」(以下「調査」という。)の結果から、現場ニーズの高さがうかがえる。

まつ毛エクステーションは、健康局長通知の別添第1において、養成施設の教科課程における必修課目の美容実習の項目として位置付けられているが、調査によれば、必修課目の美容実習の項目として教えている養成施設は、全養成施設の半数程度にとどまっており、安心・安全な施術実施のため、必修課目の美容実習でまつ毛エクステーションを含めた基本的な知識・技術を確実に身に付けさせるよう、養成施設において徹底を図られるようお願いする。

(4)美容所における実務実習について

美容所における実務実習については、検討会での議論や調査の結果によれば、管理美容師を配置する美容所において、一定の美容行為を行わせている養成施設がある一方、「美容実習で美容行為は禁止されている」との認識等から、受付業務や店内掃除等、客に触れない範囲の業務を行わせている養成施設がある状況である。

美容所における実務実習については、健康局長通知の別添第1の8(3)カにおいて、「管理美容師を配置する美容所において、当該美容所に従事する美容師の適切な指導監督の下、美容行為及びその附随する作業(以下「実務実習」という。)を行うことが望ましいこと」とされており、健康局長通知に示す一定の条件の下で美容行為を行うことは可能であることについて、養成施設において認識いただくようお願いする。

參考資料

美容師制度の概要について

美容師

- 美容師免許は、美容師法(昭和32年)に基づく国家資格
- 免許取得のためには、高校を卒業後、都道府県知事が指定した美容師養成施設で2年間(原則)必要な学科・実習を修了したのち、国家試験に合格することが必要
- 美容師法に基づく指定試験機関・指定登録機関として、厚生労働大臣が「公益財団法人理容師美容師試験研修センター」を指定し、国家試験事務・登録事務を実施

管理美容師

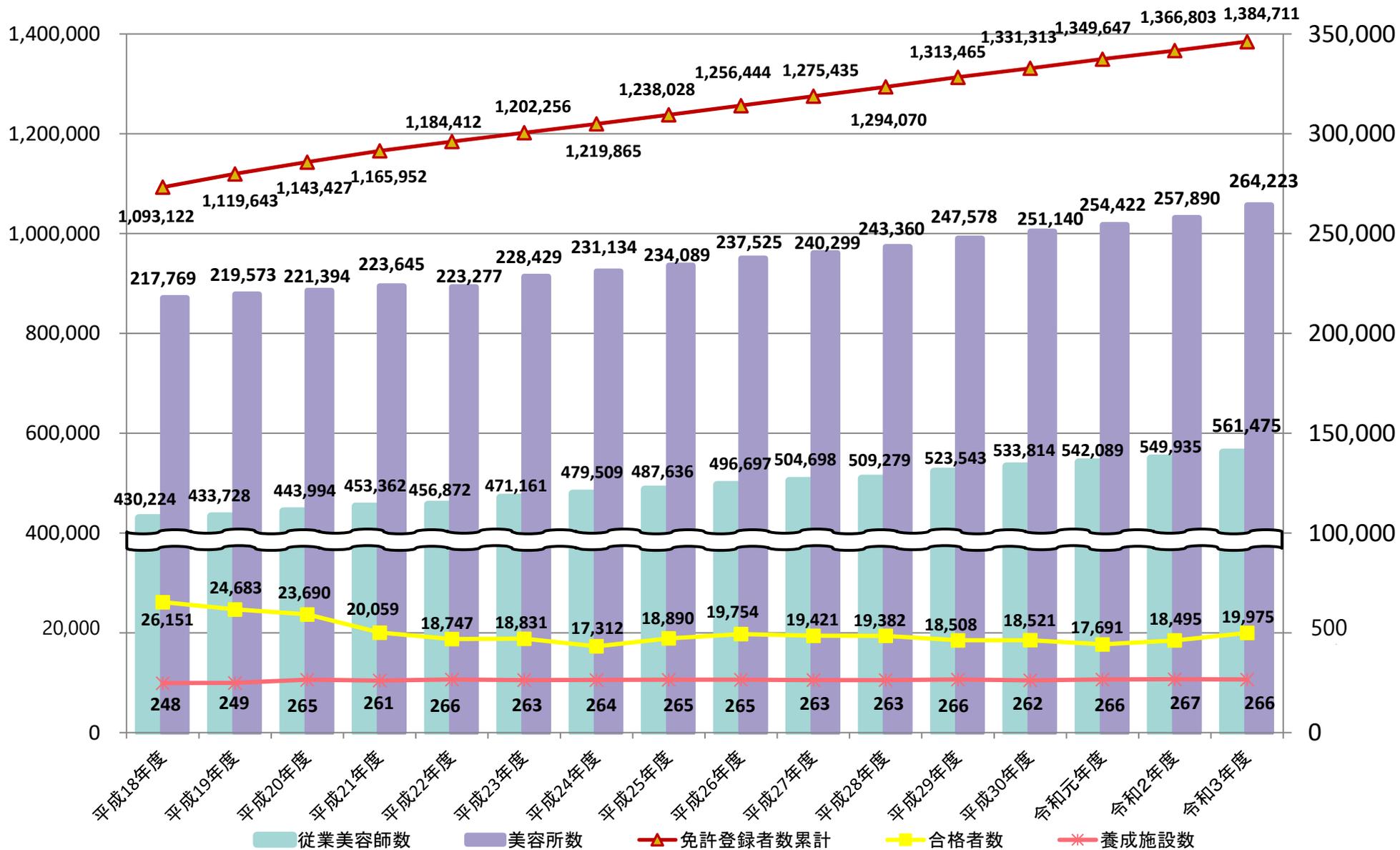
- 管理美容師資格は、免許を受けた後3年以上業務に従事し、厚生労働大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定した講習会の課程を修了した者に付与
- 管理美容師制度は、美容業務の技術的管理運営の適正化及び美容施設の衛生的管理の向上並びに利用者の衛生保持のために設けられたもの

美容所数、従業美容師数、免許登録者数、美容師国家試験合格者数、養成施設数の推移

出典：衛生行政報告例及び(公財) 理容師美容師試験研修センターHP、生活衛生課調べ

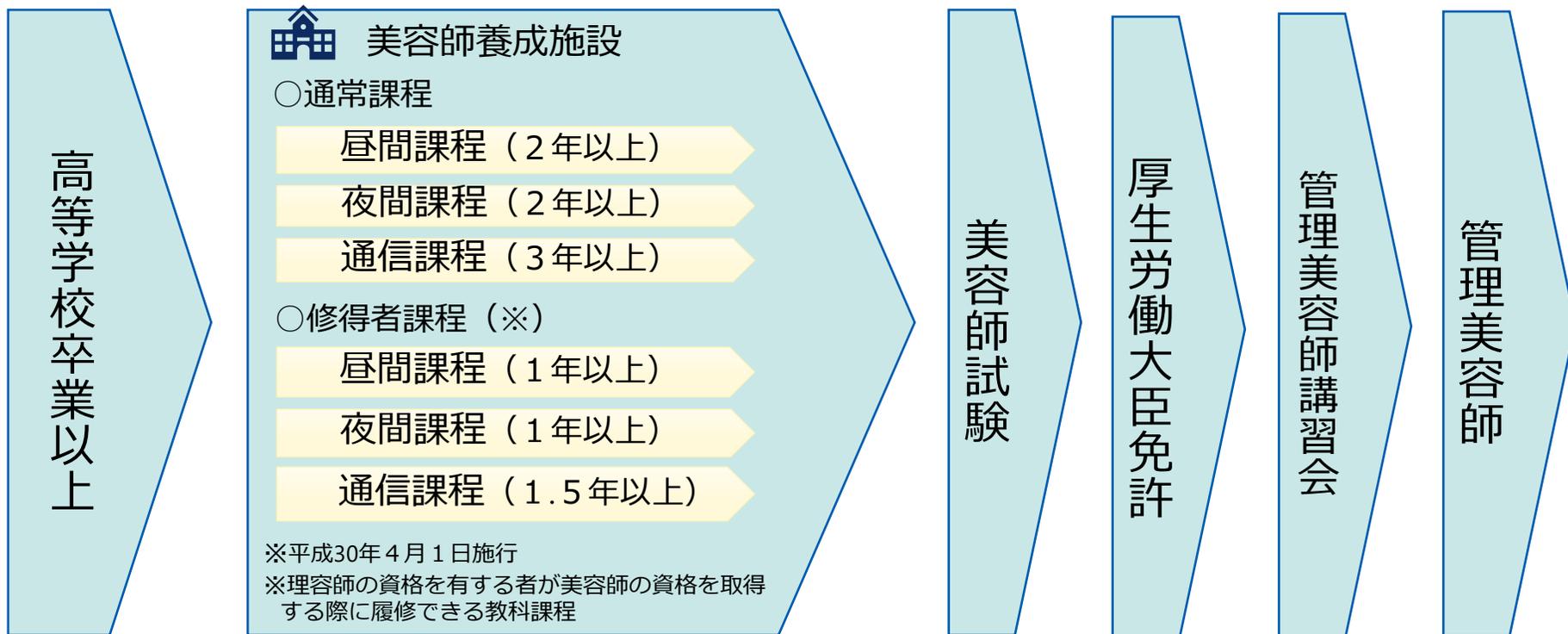
従業美容師数、免許登録者数、国家試験合格者数 (人)

美容所数、養成施設数 (施設数)



※ 養成施設数はろう学校・矯正施設を含む。

美容師の資格取得の流れ



美容師

美容

パーマントウェーブ、結髪、化粧等の方法により容姿を美しくすること

管理美容師

美容師が複数いる美容所の衛生管理責任者
管理美容師は美容師の実務経験が3年以上
管理美容師指定講習会修了

美容師制度の変遷 ①

過去の見直しの経緯①（平成7年美容師法改正）

- 科学の技術の進歩、消費者ニーズの高度化、多様化に対応して、議員立法により平成7年（1995年）に美容師法が改正され、美容師免許を厚生大臣（現厚生労働大臣）免許とすることとされた。
- 美容師養成施設において、共通内容の必修課目のほか、養成施設が独自に設定する選択課目とし、特色のある美容師を育てる教育を実施することとされた。
 - ※ メイクアップ、まつ毛エクステンション、エステティック技術等であって、より高度なものを選択課目として実施可能とする。
- 厳しい労働環境下におかれ、必ずしも効果的に行われているとは言えなかった「実地習練」を廃止し、美容実習について、養成施設で行うことを基本とした。
 - ※ 養成施設の判断で、年間60時間内、美容所での実務実習を行うことは可能。

法改正前

- 美容師免許は、**都道府県知事免許**
- 学科試験の受験資格
 - ・ 中学校卒業以上
 - ・ 美容師養成施設において、定められた期間以上美容師になるために必要な学科を修めること。（昼間1年、夜間1年4月、通信2年）
- **実地習練を実施（1年以上）**
- 実地試験の受験資格
 - ・ 学科試験に合格していること。
 - ・ 美容師養成施設卒業後1年以上の実地習練を経ていること。

法改正後（現行）

- 美容師免許は、**厚生大臣（現厚生労働大臣）免許**
- 美容師試験受験資格（筆記及び実技）
 - ・ 高等学校卒業以上
 - ・ 美容師養成施設において、定められた期間以上美容師になるために必要な知識及び技能を取得する。（昼間2年、夜間2年、通信3年）
- **実地習練を廃止**

過去の見直しの経緯②（平成29年美容師制度改正）

- 高度化かつ多様化する顧客ニーズに応えられる人材を育成することを目的として見直しを実施
- 教科課程の見直しを実施
 - ・美容業に特化した内容となるよう教科課目の教育内容、単位数を見直し
 - ・同時授業を行うことができる教科課目（文化論及び運営管理）を追加
- 理容師が美容師の資格を取得（ダブルライセンス）しやすくする対応を実施
 - ・美容師養成施設に「理容修得者課程」を創設
（昼間・夜間：2年 → 1年 / 通信：3年 → 1.5年）
- 国家試験の見直しを実施
 - ・養成課程の見直し後に、必修課目となる課目全てを国家試験の対象とした。
 - ・理容師の資格を持った者が美容師の資格を取得しようとする場合、筆記試験（技術理論を除く）を免除

美容師試験制度（平成7年度から平成11年度まで実施された全国統一試験）

○ 試験の課目

<学科試験>

- ①衛生法規大意、②生理解剖学大意、③消毒法、④伝染病学（細菌学を含む）大意、⑤公衆衛生学大意、⑥皮膚科学大意、⑦物理及び化学（化粧品化学及び美容に関する部分）大意、⑧美容理論大意

<実地試験>

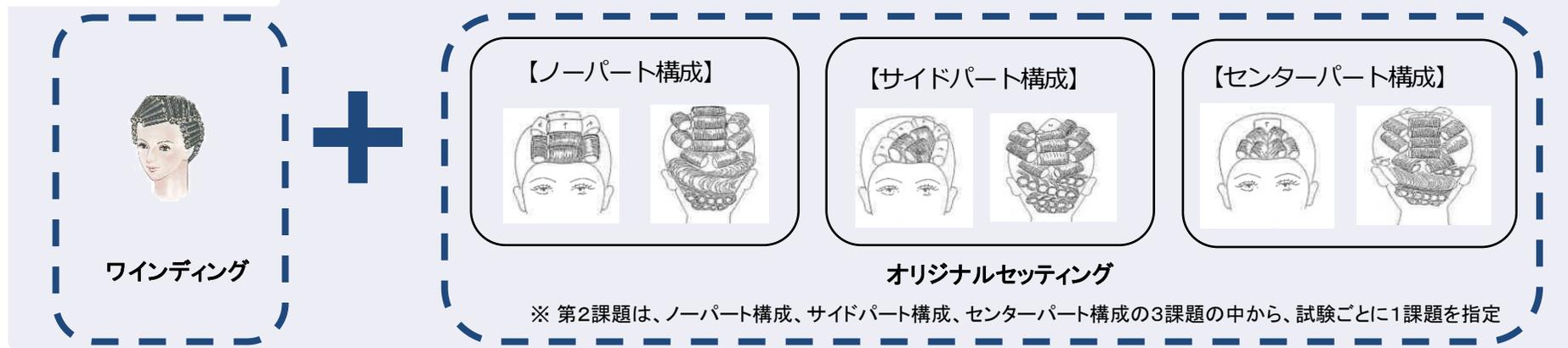
- ①美容の基礎的技術・・・第1課題：ワインディング
第2課題：オリジナルセッティング

- ・第2課題は、ノーパート構成、サイドパート構成、センターパート構成の3課題の中から、試験ごとに1課題を指定

②消毒薬の取扱

③美容を行う場合の衛生上の取扱

美容実地試験課題



※ 学科試験は、平成2年10月の試験から全国統一試験を実施

※ 実地試験（実技試験）は、平成7年度から全国統一の実技試験課題・評価方法等に基づいて実施（それまでは各都道府県別試験）

美容師国家試験制度（平成12年度から平成22年度まで実施された国家試験）

○ 試験の課目

<筆記試験>

①関係法規・制度、②衛生管理、③美容保健、④美容の物理・化学、⑤美容理論

<実技試験>

美容実技・・・第1課題：ワインディング、ローラーカールセッティング又はオールウェーブセッティング
第2課題：カッティング

- ・ 第1課題は、ワインディング、ローラーカールセッティング又はオールウェーブセッティングの3課題の中から、試験ごとに1課題を指定
- ・ 平成12年度以降、第1課題と第2課題の順序を入れ替え
- ・ 当初2回の試験は従前の課題を実施

美容実技試験課題



※ 第1課題は、ワインディング、ローラーカールセッティング又はオールウェーブセッティングの3課題の中から、試験ごとに1課題を指定

※ 理容師美容師試験研修センターにおいて「試験委員会」を設置し、当該委員会で、試験委員（美容師法令に定める基準を満たす者）が試験問題の作成等を実施

美容師国家試験制度（平成23年度から平成30年度まで実施された国家試験）

○ 試験の課目

<筆記試験>

①関係法規・制度、②衛生管理、③美容保健、④美容の物理・化学、⑤美容理論

<実技試験>

美容実技・・・第1課題：カッティング

第2課題：ワインディング又はオールウェーブセッティング

・ 第2課題は、ワインディング又はオールウェーブセッティングの2課題の中から、試験ごとに1課題を指定

美容実技試験課題



カッティング



ワインディング



オールウェーブ
セッティング

※ 第2課題は、ワインディング又はオールウェーブセッティングの2課題の中から、試験ごとに1課題を指定

※ 理容師美容師試験研修センターにおいて「試験委員会」を設置し、当該委員会で、試験委員（美容師法令に定める基準を満たす者）が試験問題の作成等を実施

美容師国家試験制度（現行：令和元年度から実施されている国家試験）

○ 試験の課目

<筆記試験>

①関係法規・制度、②衛生管理、③保健、④香粧品化学、⑤文化論、⑥美容技術理論、⑦運営管理

<実技試験>

美容実技・・・第1課題：カッティング

第2課題：ワインディング又はオールウェーブセッティング

・ 第2課題は、ワインディング又はオールウェーブセッティングの2課題の中から、試験ごとに1課題を指定

美容実技試験課題



カッティング



ワインディング



オールウェーブ
セッティング

※ 第2課題は、ワインディング又はオールウェーブセッティングの2課題の中から、試験ごとに1課題を指定

※ 理容師美容師試験研修センターにおいて「試験委員会」を設置し、当該委員会で、試験委員（美容師法令に定める基準を満たす者）が試験問題の作成等を実施

参 照 条 文

◇ 美容師法（昭和32年法律第163号）

（免許）

第三条 美容師試験に合格した者は、厚生労働大臣の免許を受けて美容師になることができる。

2（略）

（美容師試験）

第四条 美容師試験は、美容師として必要な知識及び技能について行う。

2 美容師試験は、厚生労働大臣が行う。

3 美容師試験は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条に規定する者であつて、都道府県知事の指定した美容師養成施設において厚生労働省令で定める期間以上美容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ受けることができない。

4 美容師養成施設は、次の各号に掲げる養成課程の全部又は一部を設けるものとする。ただし、通信課程は、昼間課程又は夜間課程を設ける美容師養成施設に限つて、設けることができる。

一 昼間課程

二 夜間課程

三 通信課程

5 前各項に定めるもののほか、美容師試験、美容師養成施設その他前各項の規定の施行に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（指定試験機関の指定）

第四条の二 厚生労働大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、美容師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

（試験委員）

第四条の七 指定試験機関は、試験事務のうち、美容師として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務を行う場合には、試験委員にその事務を行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

◇ 美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号）

（試験の課目）

第十二条 美容師試験を分けて筆記試験及び実技試験とし、その課目は、それぞれ次のとおりとする。

筆記試験

関係法規・制度

衛生管理

保健

化粧品化学

文化論

美容技術理論

運営管理

実技試験

美容実技

◇ 美容師養成施設の教科課程の基準の運用について

（平成27年3月31日付け健発0331第18号厚生労働省健康局長通知）（美容実習部分の抜粋）

8 美容実習

（1）実施方針

ア 美容の業務を安全かつ効果的に実施する技術を習得するため、基本的操作を確実に身に付けさせるとともに、これらの基本的操作を適宜組み合わせることで完成させる技術を習得させること。

イ 美容所における衛生管理の重要性を認識させ、器具の消毒などの適切な実施方法を身に付けさせること。

ウ 個々の客の要望に応じた美容技術を確実に提供できるよう総合的な技術の基礎を身に付けさせること。

（2）各項目の内容

ア 器具の取扱実習

（ア） 美容器具の操作方法、消毒方法、手入れ方法を確実に身に付けさせること。

（イ） 用途に適した美容器具の選択方法について、理解させ、実践する能力を身に付けさせること。

イ 基礎技術実習

（ア） 美容技術を行う場合の位置、姿勢など美容技術を行う場合に必要な基本動作を身に付けさせること。

（イ） 施設の清掃、消毒など美容所の衛生管理のために必要な措置を確実に身に付けさせる。特に、器具の消毒については、その重要性を十分に認識させるとともに、適正な方法で実施することを習慣付けさせることが必要であること。

(2) 各項目の内容（続き）

ウ 頭部、顔部及び頸部技術実習

(ア) スカルプトリートメント、ヘアトリートメント、ヘアシャンプー・ヘアリンス技術、ヘアカットティング、パーマメントウェービング、ヘアセッティング、ヘアカラーリングなどの基本的な頭部技術を確実に身に付けさせること。

(イ) メイクアップ、まつ毛エクステンションなど、その他基本的な顔部及び頸部技術を確実に身に付けさせること。

(ウ) この際、使用する器具は毎回必ず消毒することを身に付けさせること。

エ 特殊技術実習

エステティック技術、ネイル技術など美容の特殊技術を身に付けさせること。

オ 和装技術実習

日本髪のかぶり技術、かつらのあわせ方、かぶせ方、着付け技術を身に付けさせること。

カ 総合実習

頭部、顔部及び頸部技術、特殊技術を適当に組み合わせて調和のとれた美容技術を完成させるため、総合的な技術を身に付けさせること。

(3) 学習指導上の留意事項

ア 生徒の技術習熟の状況を常に把握するため、生徒ごとに実習記録と評価記録を作成すること。

イ 実習の効果を生徒の間で評価させて、技能の向上のための刺激を与え、学習効果を高めるように努めること。

ウ いたずらに新しい技術を追求することなく、基本的な技術を確実に習得させるように指導すること。

エ 常に美容技術理論の学習状況に配慮しつつ、理論と実習との相互の連携を図って、美容師としての専門技術を効果的に習得させるように努めること。

オ 人体で行う美容実習の開始時期は、美容技術理論等必修科目である教科科目の学習状況及び生徒の習熟状況を十分に確認し、実施しなければならないこと。

カ 実習は美容師養成施設内で実施することを原則とするが、生徒の技術習熟状況に応じ、当該養成施設が作成した実施計画に基づく教育課程の一環として、管理美容師を配置する美容所において、当該美容所に従事する美容師の適切な指導監督の下、美容行為及びその附随する作業（以下「実務実習」という。）を行うことが望ましいこと。

キ 美容師養成施設は、実務実習を適正かつ効果的に実施するため、あらかじめ実施計画と評価方法を作成しなければならないこと。

ク 実施計画の作成に当たっては、生徒が基本的な美容技術に習熟し、状況に応じて応用できる基礎的能力を身に付けさせることを目標に、段階的に技術の習得ができるように配慮すること。

ケ 実務実習の開始時期は、入所後おおむね6か月を経過してからとすること。

(3) 学習指導上の留意事項（続き）

- コ 実務実習を行う場合は、年間60時間（通信課程の生徒のうち美容所に常勤で従事している者である生徒に対しては20時間）を超えないこと。
なお、1日当たりの時間数については、実務実習の実施計画、他の授業計画との調整及び受け入れ美容所の営業状況等を勘案して、適切な時間数とすること。
- サ 実務実習を行う場合、美容師養成施設は、次の要件に適合する美容所に生徒の受け入れを依頼しなければならないこと。
 - (ア) 管理美容師の資格を有し、かつ、適切な指導監督のできる美容師がいること。
 - (イ) 当該美容所で受け入れる生徒数に応じた設備を有すること。
 - (ウ) 当該美容所の経営方法が適切かつ確実なものであること。
- シ 実務実習の指導は、美容師養成施設が作成した実施計画に基づいて、当該美容所において十分な実務経験を有し、適切に指導監督できる美容師が行うこと。
- ス 実務実習を受ける生徒は、美容師の資格を取得しておらず、独立して業務を行うことができないことから、指導にあたる美容師の十分な監督の下で実習を行わせなければならないこと。
- セ 1人の美容師が同時に指導できる生徒の数は2人以下とすること。
- ソ 実務実習を受ける生徒は、実務実習生であること及び氏名を記載した標識を着用しなければならないこと。
- タ 指導にあたった美容師は、生徒ごとに作成した実務記録を美容師養成施設に提出し、これに基づいて当該養成施設が実務実習の評価を行うこと。